

査読論文

井上馨による外交「裏舞台」の創出 — 鹿鳴館の建設過程からの考察 —

李 啓彰*

要 旨

西洋風建築で明治16(1883)年に完成された鹿鳴館は、明治政府が推し進める欧化政策のための重要舞台となった。この鹿鳴館は明治文化や外交史上における重要性のゆえに、おのずから多くの研究者の関心を集めることとなる。しかしながら、従来の議論の中心は主に完成後の鹿鳴館の果たした役割に置かれた。これに対して、本稿は比較的に関心の薄かった同館の建設過程に注目する。

実のところ鹿鳴館は、幾度の計画変更を経てようやく完成に辿り着く。その間に最も重要な役割を担っていたのは、当時の外務卿井上馨である。即ち井上馨の鹿鳴館に託した期待が、同館の性格及び機能を決定したのである。本稿は、明治初期外国貴賓の宿泊問題、鹿鳴館の建設過程、及び鹿鳴館と東京倶楽部との関連の三部分からなる。本稿の検討を通じて、鹿鳴館の果たすべき役割について、我々の理解は更に深まろう。のみならず、より重要なこととして、鹿鳴館を明治外交の裏舞台に位置づけようとした井上馨のそもそもの期待について、指摘したいと思う。

キーワード

鹿鳴館, 欧化政策, 井上馨, 明治外交, 東京倶楽部

はじめに

明治16(1883)年11月28日、外務卿井上馨主催のもとで、有栖川宮・北白川宮・伏見宮を始め、諸参議・各省の書記官・府知事・各国公使・内外の有名人など、千三百人の賓客を招いた鹿鳴館の開館式が盛大に行われた。後日この洋館を舞台として夜会・舞踏会・クラブ活動など、西洋の風習を真似て人々の耳目を驚かす行事が相次いで開催されたのは、周知のとおりである。ゆえに、欧化主義を推進していた舞台として、明治文化や外交史上に名高く、異彩をも放つこの鹿鳴館が研究者の注目の的となったのは、当然至極であろう。

この鹿鳴館の建設目的について、『世外井上公伝』、『東京百年史』、富田仁『鹿鳴館』などが

* 執筆者：李 啓彰

所属機関：台湾 中央研究院近代史研究所ポストドクトラルフェロー

連絡先：台湾台北市研究院路2段130号

E-mail: leechichang@hotmail.com

言及している。こうした研究では、従前の延遼館の老朽化や建物外観の見苦しさゆえに、諸外国からの賓客のための宿泊施設が最適ではなかった。そこで政府当局は打開策として、外国人接待所建築を立案する。これが鹿鳴館の建設遠因となった。建設に際して、井上馨こそが同館を欧化政策の推進舞台にしようと企図したのだ、という¹。また犬塚孝明「井上馨の外交思想」は、井上馨の攘夷思想から開国思想への転換、さらに「泰西主義」の論理形成とその展開を論じる研究である。この中で、鹿鳴館の建築目的が「『欧州的』文明化をめざす井上の明確な意思表示に他ならなかった」と意義付けている²。

以上のように、従来の理解では、井上馨による鹿鳴館の建設の目的を、外国貴賓の接待所問題の解決や欧化主義の推進舞台として捉えているのに留まっている。しかし、外国貴賓の宿泊問題に起因した外国人接待所の建設立案から、その完成に至るまでの一連の過程を見てみよう。例えば、そもそもの建設目的のひとつは、日本人と在留外国人との日常的な交流場所（「クラブ」）として構想されたにもかかわらず、一度挫折し、また復活したこと、さらに同館と東京倶楽部とに緊密な関係があったこと。こうした点に注意すれば、前述の理由だけでは、鹿鳴館の建設理由を十分に説明できるかが疑問である。こうした問題が生じるのは、鹿鳴館の建設過程について、これまでの研究が本格的な検討を行っておらず、概述の域を出ていないからである。

したがって、以上の問題意識を踏まえ、本稿は外国人接待所の建設立案から鹿鳴館の完成に至る経緯を、明治初期外国貴賓の宿泊問題、鹿鳴館の建設過程、及び鹿鳴館と東京倶楽部との関係の三部分に分け、詳細に分析する。具体的には、とくに外国人接待所が宿泊所から倶楽部へ性格を変化したこと、及び鹿鳴館と倶楽部（のちの東京倶楽部）とを一体化するという構想があったことに注目する。ここから、井上が東京倶楽部に託した期待を、即ち鹿鳴館の持つもう一つの側面を明らかにする。すると、鹿鳴館にそもそも課せられていた役割が自ずと明確になるだろう。

一 明治初期外国貴賓の宿泊問題

(1) 接待所としての延遼館の問題

明治新政府成立後、日本訪問をした最初の外国貴賓はイギリス王子アルバート（**Alfred Ernest Albert**）であった。明治2（1869）年東方遊歴の途次、日本に足を留めたこの王子の訪問に対して、維新政府は「彼ニ接待ノ等閑ナラヌヲ示サバ、彼モ亦其ノ会釈ノ丁寧ヲ感シ、永ク親睦尊守スヘシ」³と見て、細心の注意を払い接待を行った。このとき滞在中の宿泊について外国官は、寺院を外国賓客の接待所とした旧来の慣例を不都合として、幕末に建てられた海軍兵学校の一部で、洋風の体裁をほぼ備えている石室に修繕を加え接待所に充てようとした。5月24日（太陰暦4月13日、以下同）、外国官は外国貴賓の接待を理由に石室の移管を太政官

に要請したところ、6月19日（5月10日）に許可が出され、石室もそれによって東京府から同省の管轄下に置かれるようになった⁴。

6月21日、太政官弁事は東京府にイギリス王子接待のため石室の修復、屋敷内の破損の手入れと掃除などを外国官と話し合った上で行うよう通達した⁵。イギリス王子の来日予定は8月なので、日程が切迫していることもあり補修工事は一カ月の予定とした。8月16日（7月9日）、太政官は遠方の賢人を招請する意味にちなんで石室を延遼館と称した⁶。

しかしながら、「館内ノ修理ハ便宜ニ随カセ、大小ノ室房ヲ補理、莊嚴倭洋ヲ折衷」した延遼館は、当時の英国公使館書記官ミットフォード（**Algernon Bertram Mitford**）の目に次のように映っている。「彼らは公のためにヨーロッパ風の建物を準備することに一生懸命になった。それで、緑色の鎧戸のついた見映えのしないガタガタの木造家屋がいそいで建造された。けれども、外観の醜さは内部の装飾によって償われていた」⁸と延遼館の外観に酷評を加えた。

明治5（1872）年に至り、ロシア王子アレキシス・アレキサンドロウイッチの来訪を控えて外務省は再度延遼館改修の伺書を正院に提出した。その理由については次のように述べている。

延遼館ノ儀先年英国王子渡来ニ臨、迎接ノ準備燃眉ノ急トナリ、僅ニ四五週間ノ營繕ニテ落成ニ及候処、元来右館ハ旧幕府中海軍教師止宿所ノ目的ヲ以建築ニ取懸リ、大体ハ既ニ構架ノ位置ヲ定候末ニ付、更換ノ方無之、客院ヲ始メ房室ノ連接不都合ニシテ、且形飾不完ノ場所多ク、世態開化ニ随ヒ、今日ヨリ熟視候ヘハ粗糲見苦敷、遠客接ニ堪カタキ箇所有之、且時々 聖上臨幸御饌被聞食候間、旁以各場改修更ニ觀美ヲ差加度、尤近時ノ風説ニテハ魯西亜王子不日渡来可致、其趣ハ粗御報知及置候通ノ儀ニ付、夫是急速改修致度、右費用凡三万円ヲ目的トシ取懸申度⁹。

外務省は、延遼館には応急の補修工事を施しただけで、建物の配置や装飾に問題が少なからずあること、文明開化の時代にも相応しくないこと、さらに天皇も時々同館に臨席することなどを考慮し、このたびのロシア王子の接待を機として再び改修を行おうとしており、改築費用3万円を要求したのである。この上申において、とりわけ注目すべきは建物自体が文明開化に相応しくないとの指摘であろう。なお改修といえども、建物の構造を配慮し外観を変えるまでの全面的な改修自体は難儀であり、あくまで老朽化進行への防止、建物細部の改修、内部装飾の更新などにとどまっている。

(2) 宮内省の「接待所」建築の上申

明治11（1878）年8月21日、宮内卿徳大寺実則は外国貴賓接待所新築のための「外国人御接待所建築伺」を上申した。

逐年外国御交際追々盛大ニ相成候ニ付、各国王族ヲ始メ貴顕ノ輩往々渡来之節接待可相成御場所モ無之、御体裁上御不都合之儀ト存候間、方今国費御多端之折柄ニハ候得共、此際相応之御場所御撰定之上、尚接待所御新築相成候様致度¹⁰。

徳大寺は外国との交際が盛んとなる現在、日本訪問の貴賓を接待する場所がないことによる不便を理由に、接待所新築を訴えた。実際、徳大寺は明治6（1873）年9月18日、「外国王族公使等御接待所新築伺」¹¹と題する接待所新築案を上申している。その主な内容は、現在公使の謁見や宴会がしきりに行われているが、皇居焼失のため謁見の場所も無くなって貴賓接待に差し支えが生じたというものである。文中における「謁見場」や「謁見所」などの名称から判断すれば、かれの述べた「接待所」とは謁見や饗宴などを行う施設、即ち従来宮中にあった謁見所のような場所であったといえる。

単に上申の内容からすればこの明治11（1878）年の伺書は謁見所・宿泊所・饗宴場所の区別が明らかではない。ただし謁見所については2年前の明治9（1876）年4月、徳大寺と工部卿伊藤博文が連名で赤坂仮皇居内に謁見所の新築を上申し裁可が下されており、この際新たな謁見所新築の必要性は最早なかった¹²。したがって伺書における「接待所」の意味するところは、日本滞在中の外国貴賓が利用しうる宿泊所、饗宴に供する場所であり、換言すれば延遼館のような施設であったと推測される。

宮内省はこれまで外国貴賓来航の際、外務省とともに接待の事務を担当し、とりわけ皇室に関する貴賓の接待を引き受けていた¹³。前述の延遼館の諸問題と併せ考えてみれば、当時外国貴賓の接待・宿泊に適する施設がなかったことは、宮内省にしてみれば、接待上の一大難題でもあったため、接待所の新築を急いだのである。これに対して太政官は「外務工部両省へ協議之上、相応之場所相撰新築図面費用積取調可申」¹⁴と指示した。延遼館以外の新しい迎賓施設建設の必要性が政府中枢に認められたのである。

だが、その後「接待所」新築に関する資料は極めて少なく不明な点が多い。ただ、工部省は「工部大学校造家学科教師兼工部省営繕局顧問」として明治政府に雇われて来日したイギリス人コンドル（Josiah Conder）との7年契約期間終了にあたる明治17（1884）年、かれの功績を称え叙勲の上申を行った際、コンドルの携わったこれまでの建築設計案を上申に羅列した。なかで年代が記されていないが、「大臣参議其外貴賓接待所意匠図」という設計図が明記されており、さらに「但此家屋ハ其後新規調製ノ図面ニ従ヒ、接待所即チ鹿鳴館ノ名義ヲ以テ築造セシモノナリ」との注記が付されている¹⁵。工部省のこの上申によれば鹿鳴館の建設に先立って、他の「貴賓接待所」の設計図が既に完成していたことが窺える。この建築設計図は、おそらく明治11（1878）年の建築案に対する太政官の指示に従う関係各省がコンドルに依属したものであろう。しかし、この新築案は建設経費の問題によって本格的な建設に着手せず、中止を余儀なくされたものと考えられる¹⁶。

(3) 明治12 (1879) 年の貴賓の宿泊所問題

明治11 (1878) 年2月13日、外務省は英国議員リード (Edward James Reed) が自費で日本を遊歴する意思のあることをもって同人を招請する提案を太政官に上申した。招請の理由としては、同人が「英国オイテモ公私共ニ頗ル威望有之」人物であり、英国へ軍艦の製造 (扶桑・金剛・比叡) を発注した際、それに大きく参与していた経緯もあることから、日本への訪問は「我海軍及外交ノ事ニオイテ裨益少カラサル」ためであるとしている¹⁷。海軍に密接な関係を有する人物であるため、海軍省は接待役を自ら志願した。しかし、リードの宿泊所を検討したところ、海軍省は「居館ニ可充善良ノ官宅無之」として、三田綱町川村純義邸宅を5千円程の修繕費用で借り受けようと、9月14日上申し、可決された¹⁸。大臣の邸宅を貴賓の宿泊所に充てるのは、貴賓の来航が頻繁になったこの時期、しばしばなされたことであった。例えばのちの明治12 (1879) 年6月、香港鎮台兼知事ヘンネッシー (John Pope Hennessy) の訪問に際して、貿易上の関係から大蔵省が担当を任され、「右 (宿泊所 引用者註) ノ用ニ充ツヘキ適當ノ屋舎無之」との理由で、工部卿官舎の借用を提案している¹⁹。ところが、大蔵省自身も認めたように、「該官舎ハ洋風模擬ノ結構ト申迄ニテ、敢テ貴顕ナル外臣等ノ旅館トスルニ足ラサル万々ニ候ヘトモ、全ク不得止ニ出候儀」²⁰と、大臣の洋風官舎を宿泊所に充てたこと自体はあくまでやむをえない応急の措置であった。

明治12 (1879) 年1月25日、太政官は工部省に命じて、ドイツ皇帝の孫ハインリヒ (Albert Wilhelm Heinrich) 親王、イタリア皇族デュク・ド・ゼン、米国前大統領グラント (Ulysses Simpson Grant) の日本訪問を目前に控え、延遼館及びフランス公使借用中の館舎の修繕と装飾に必要な費用を至急取り調べるよう指示した²¹。工部卿井上馨は1月28日、「延遼館ノ儀ハ固ヨリ粗悪ノ築造ニテ、追々腐朽ニ属シ候ヘハ、即今多分ノ入費ヲ以テ修理致シ候儀ハ無詮ニ付、一ト通り相当ノ修繕ヲ差加ヘ」イタリア皇族の宿泊所に、借用中の海軍卿川村純義邸宅を買い上げてグラントの宿舎に、そして仏国公使に貸与した官舎を取り戻し、ドイツ皇族の宿泊所にそれぞれ充てることを提案した²²。さらに2月7日付の上申においては両所の修繕費用4万円を概算した。井上馨は財政経済研究のために明治9 (1876) 年6月に渡欧し、英国に2年近く滞在した後、明治11 (1878) 年7月に帰国し同月29日には工部卿に任命された。

このたびの工事はコンドルの改修設計のもとで2月15日から開始、5月7日完成をみた。なお今回の改修にともなって、家具・置時計・花瓶・マンテルピース・ランプなどの室内調度品もコンドルと工部大学校造家学科の生徒との設計で、新たに作られた²³。後日一部の品物は鹿鳴館に流用されることになった。一方の川村純義邸は12,788坪で三田綱町にあり、外務省はそれを34,540円で買い上げたが、寝室不足や貴賓の生活習慣への配慮などもあり、「在来日本造ノ家屋模様替修理ヲ加ヘ、浴室其外建増等」を行った²⁴。完成後同館は外務省の所管とされた。

だが、グラントとドイツ皇族の宿泊所は最終的に延遼館に変更したが、その詳細は明らかではない。

かくして幾度も改修を重ねた延遼館に対して、招かれた側の印象は変わったであろうか。明治12(1879)年、グラントを伴し日本を訪問したヘッドレーは「グラント將軍の日本訪問」において、延遼館を次のように記述している。同館は「別に東洋的莊嚴さがあるわけではない。…そのおもな建物は日本式の飾りの多い八つの接待室があり、そのまわりには美しい庭園がある。要するにこの宮殿の美しさは、その建築にはなく、その装飾がいちじるしく雅趣に富んでいる点にある」²⁵というもので、即ち延遼館建築外観への評判は依然高くはなかったことが見て取れる。

二 外務省の「クラブ」新築案の提出と「外国人接待所」(鹿鳴館)の建設

(1) 「クラブ」新築案の提出

明治13(1880)年11月、外務卿井上馨は官舎の売却及びクラブ新築などに関しての上申を差し出した。その主要な点を抜粋すれば以下のとおりである。

三田綱町ニ有之本省所轄之官舎ハ兼テ外国人接待用ニ備置候処、同所ハ諸向ト懸隔シ往復不便ニ有之、且場広之邸宅永遠保持候テハ入費徒銷ニ属候ニ付、右ハ売却候テ其代り、去七月五日甲第百五十号ヲ以上伸致候外務卿官舎建築中止ノ儀、既ニ地形基礎モ落成致シ該費用八千余円ヲ費過候処、其俣廢物ニ属居候ハ如何ニモ不益ナルハ勿論、半上落下ノ体裁ニテ始末極メテ不都合ニ付、右綱町官舎地面望ノ者へ売却右代価ヲ以、外務卿官舎建築費不足ノ方へ補充シ建築落成ノ場合ニ至リ候様為相運度候、左候へハ当時交際上必用ナル外務卿官舎ノ方具備ニ可相成候。然ルニ右綱町官舎売却候上ハ、外国賓客等來京宿所仕向サルヲ得サル時ニ臨ミ、延遼館而已ニテハ賓客ノ身分ニヨリ差支候儀モ可有之、依テ右外務卿官舎建築費補充ノ余金(多少可有之見込)ト兼テ鮫島公使發論クラブノ為横浜本省出張所ヲモ売却シ右金額ト二口合算シ、適宜ノ場所ヘクラブ取建方ニ着手候ハバ一挙両全之策ニテ、独本省ノ便宜而已ナラズ諸省ヲ初一般交際上ノ便益ニ可相成ト存候²⁶。

井上は場所的な隔たり、官舎の維持費用の節約を理由に、明治12(1879)年、34,540円で買い上げた三田綱町にある旧川村純義邸を売却し、その代金で現在中止となっている外務卿官舎の建築工事を再開させようとしている。また外務卿官舎建築費の余剰金と横浜出張所の売却代金とを合わせ、賓客に宿泊もできる「クラブ」を新たに建てることを提案している。

外務卿官舎は、明治8(1875)年外務卿寺島宗則が、公務遂行において大臣官邸が外務省に隣接した方がよいとして、外務省構内に官舎建築を提案したのが建設の始まりであった。外務省定額金から2万5千円の見込みをもって、建築工事が始まったが、工費の増加によってさらに8千円増額が要求された²⁷。しかし、のち外務省を含める官庁の焼失事件が起き、同省が

霞ヶ関に移転したことで、寺島は明治10（1877）年9月、落成したばかりの外務卿官邸を太政大臣官邸に充て、新築外務省の隣接地に官邸を再建することを申請した。この提案は許可され、1万5千円で再建を取り計らうことが指示されている²⁸。しかし、その後現場の着手が遅延したため、13年になってからようやく建築工事が開始された。横浜出張所はもともと明治4（1871）年に完成した大蔵省所管の建物であったが、外務省からの譲渡の申入れによって、明治9（1876）年外務省に引き渡されることになった²⁹。

ここで井上の上申の注目すべき点について検討しておこう。第一点は「クラブ」新築案についてである。内容からも分かるように井上の構想する「クラブ」は交流施設として利用しうるだけではなく、宿泊所の機能をも兼ね備えている。この宿泊機能に関して、井上は外国賓客の宿泊に利用していた三田綱町官舎の売却で「延遼館而已ニテハ賓客ノ身分ニヨリ差支候儀モ可有之」と説明している。それは明治12（1879）年、伊・米・独などの貴賓が時を同じくして日本を訪問した際、当時工部卿を務めた井上が宿舎問題をめぐって、身をもって体験したものであった。なお文意から見て新築のクラブに宿泊する貴賓の身分は延遼館のそれよりも高いと推測されよう。前述の貴賓の宿舎按排に関する明治12（1879）年1月28日付の上申において、延遼館の改修には「多分ノ入費ヲ以テ修理致シ候儀ハ無詮」ことであるという井上の文句をここで想起すれば、明治12（1879）年の改修工事を経たものの、延遼館にたいして井上は明らかに満足していなかった。

第二点は「クラブ」そのものである。日本における「クラブ」は明治5（1872）年10月、木挽町七丁目に欧米諸国における「ナショナルクラブ」を真似した「ナショナルクラブ」が設立されたのを嚆矢とし³⁰、のち明治13（1880）年1月、1800名の社員を数える交詢社も設けられるようになった³¹。これらは大抵西洋クラブの形を取り、衆人の歓談と高論を目的とする場所であった。それに対して駐仏鮫島尚信公使発論のクラブの実体に関しては、詳細不明であるが、のち井上らによって設立される「東京クラブ」（後述）を参考にしてみると、日本人と在留外国人との交流を深める場所であったと見てよいだろう。

次に、上申の提出時期について見ていこう。井上はクラブ新築案提出の矢先の明治13（1880）年7月10日に、ドイツ公使と条約改正についての対談で「我輩ノ志ハ一ニ各国人民ノ文明教化ヲ伝習スルニ在リ、十年乃至十五年コノカタ現ニ其証拠ヲ立テタルニアラスヤ。且又我輩ノ願ヒハ泰西ノ各大国ト同等ノ権利ヲ有シ同等ノ地位ヲ占メントスルニ在リ、今日実ニ熱心従事セリ」³²と西洋化への道を歩んでいる日本の現今の姿を熱弁している。実際、条約改正のための法典編纂はボアソナード（Gustave Emile Boissonade de Fontarabie）の起草のもとで、同13（1880）年、刑法と治罪法が公布されたばかりであった。なお、相次ぐ来訪外賓の接待に関する礼式を取り調べるために、明治12（1879）年10月宮中に取調所が設置され井上馨が委員長に任ぜられた³³。翌13（1880）年12月になり、調査の結果として、交際の季節、宴会の度数、種類、用室、招待状の出す時期、書式、賓客の席次、婦人を扶助する礼式、男女の化粧

等、宴会の作法、訪問の種類など18条からなる「内外交際宴会礼式」が定められた³⁴。以上の一連の過程を見ると、この時点で井上がクラブ新築案を提出したことはかれの西洋化追求の一環として位置付けられる。更に進めて、その背後に実はより深い真意が隠されていたとも言える(後述)。

この「クラブ」建築案に対して太政官は、「極メテ便宜ノ方按ニ相見候、乍併官費ヲ以テ「クラブ」設立スルハ穩当ナラサル儀」という会計部の意見を受け容れ、12月22日に「取建ノ議ハ相止メ、金拾万円ヲ目途トシ外国人接待所建築ノ見込ヲ以テ、場所及ヒ其結構等詳細取調伺出ヘシ」と指令した³⁵。この指示によって、明治11(1878)年の外国人接待所建築案は実質的に復活したと言えよう。

(2) 建築設計の問題

鹿鳴館の工事の正確な開始時期に関しては不明だが、芳川顕正から明治14(1881)年2月1日付で、熱海に静養中の外務卿井上馨に宛てた書簡がある。ここで、接待所建設についての進捗状況に、「製図相催候へ共于今出来不申、乍然不日出来上り可申」³⁶と報告したところから見て、製図が未だに完成されていなかったようである。とするならば、鹿鳴館の着工時期は2月かまたはそれ以降と推定してよからう。

鹿鳴館の設計者は周知のとおり、イギリス人コンドルであった。コンドルが鹿鳴館の設計者に選ばれたのはおそらく井上馨の意向によるものであり、しかも工部省を通じない外務省からの直接の依頼と思われる。なぜなら、前述の芳川の書簡において、「コンダーエ建築事案為相任候ニ付、工部卿之異論有之候而ハ不都合ト心得、過日同省ニ出頭同卿エ閣下より之御下命之姿ニ申て」³⁷とある如く、工部卿の合意が得られる前に、鹿鳴館の設計者が既に井上によって決められたからである。

コンドルは来日以来鹿鳴館の設計依頼を受けるまでの3年間、既に築地訓盲院、上野博物館、開拓使館などの設計・建築に携わっており、さらに前述のごとく明治11(1878)年に可決された外国人接待所新築案の設計者であって、12(1879)年の延遼館の改修工事と室内調度品の設計担当でもあり、これらの実績があるだけに鹿鳴館の設計を委託されたのであろう。

ところで、この鹿鳴館の設計案に関して近藤富枝『鹿鳴館貴婦人考』によれば、前後二案あり、最初の設計は井上馨のもつヨーロッパ宮殿のイメージとあまりにもかけ離れたため受け容れられず、そこでコンドルは修正を加え第二案、すなわち現在の鹿鳴館の様式を完成させたというのである³⁸。これまでコンドルの手掛けた作品の設計について見れば、「訓盲院がロマネスク風、上野博物館が擬サラセン風、開拓使物産売捌所はベネチアン・ゴシック風」³⁹とされ、折衷様式の手法がよく見られるものである。のちコンドルの日本における建築教育や建築事業などの功績を称えるため、日本建築学会によって行われた表彰会で、かれは自らの設計理念を回顧して次の如く語っている。「余が日本の国民的様式に関して研究したる所によれば、装飾

的或は文様の形体又は外形輪郭にして、之を構造的に木造様式に応用し得べき物はあらざるなり。従つて勢い煉瓦或は石材の仕事にして論理的手法を持し、且つ建物に東洋の性質を与ふる如き形体をば、印度或は「サラセニック」建築の中に求むるの必要を生ずる」⁴⁰ことになり、そしてその最初の試みが上野博物館であったとしている。上野博物館に次いで設計された鹿鳴館の様式がその延長線にあったことは容易に想像しうるだろう。

完成後の鹿鳴館は、フランス風のルネッサンス様式をもとに、「櫛形ペディメントと軒蛇腹に取り付けられた細かいモジリオンが、この建物正面に優雅さを与えている」と同時に正面二階のイスラム様式の装飾柱や手摺金具のゴシック様式の文様を取り入れた建物でもあった⁴¹。設計の修正を求められたにもかかわらず、コンドルは自分の設計理念を完全に妥協していなかったことがわかる。一方、井上が鹿鳴館第二案の設計における様式の多様性を果たしてどの程度理解していたかは不明だが、旧薩摩藩中屋敷門を鹿鳴館の表門として転用したことから見れば、コンドルの設計がよほど受け容れ難いものでなければ、それをある程度尊重していたと言えよう。コンドルが鹿鳴館の開館式において祝詞を述べた際、わざわざ「船頭が多くて船の山に登る」という日本の諺を引用し、「本館の工業中閣下（井上馨 引用者註）の我々に親切なる信用と放任とを与えると特謝せん」との言葉を付け加えた理由の一つはけだしそのためであろう⁴²。

(3) 建築工事の進捗と経費問題

接待所の建築計画が進むにつれて、建築経費を如何に捻出するかが最も重要な課題として浮上してきた。以下ではこの点について検討してみたい。まず建築案の許可が正式に下される4日前の明治13（1880）年12月18日に、井上は建築費用補足のため、外務省及び各省のまたは東京府所属の地所建物を払い下げる際の競売や公売などについて、注意事項を上申した⁴³。なお、明治15（1882）年9月21日、井上は接待所建築費の増額とその繰替に関する上申において、同所の建築費用について「各省及東京府所管不用之地所及建物等売払、右代金ヲ以テ可致補足」⁴⁴と記している。以上の史料から、鹿鳴館の工事費は各省の不用地所と建物の売却代金で調達したことがわかる。とすると、各省の拠出すべき額はそれぞれの売却代金見込みの多寡によって、割当てられたものと推測される。さらにいうならば、太政官が10万円を目途としたのも各省の拠出できる予定金の額と大きく関係していたと思われる。

ちなみに各省の出金額に関しては、明治14（1881）年9月21日付井上馨伺の後半に添付された「応接所建築費各省ヨリ出金予定高」によれば、以下のようになっている⁴⁵。

五万円	内務省及東京府	一万円	海軍省
一万七千円	陸軍省	八千円	司法省
一万円	宮内省	一万三千円	外務省

一万円

工部省

一万円

開拓使

出金の総額は12万8千円にも達しているが、それは「地価之都合ニ寄増減モ出来」するのを考慮し余分に見込まれているのである。各省の中で内務省と東京府、そして陸軍省の拠出金が比較的に多額であるのは、おそらく売却に出される地所や建物が多かったためであろう。

ここで各省の実際の納付状況について見る。井上馨に宛てた明治14（1881）年2月15日付芳川書簡に「過頃御出立時之貴命ヲ奉シ屢々各省ニ催促致候処、追々出金可致与之返答ハ到来候へ共、實際受取候現金ハ于今宮内省より之一万円丈ニ有之候、併シ其他モ近々落手之都合ニ可相成ト信用仕候」⁴⁶と記されるとおり、外務省の度重なる催促にもかかわらず宮内省の1万円以外、各省の拠出金が殆ど納付されていなかった。のち外務省の要求によって大蔵省から建設経費が繰替えられ、各省は明治15（1882）年6月までにそれを納付完了とする太政官の指令が下されたが、実際、外務省による明治16（1883）年3月頃の調査でも、海軍省などの未納分がなお残っている⁴⁷。

このような状況のもとで、明治15（1882）年9月21日、井上馨は建築費増額と繰替金について太政官に申し入れた。増額の理由として井上は「該館建築着手後木石及諸物価騰貴シ、加之該建築地所ハ至テ地質粗悪ニシテ、地形出来ノ入費豫算外ニ相嵩連モ拾万円ニテハ成功難相成ニ付、今四万円ノ増額相成度候」と述べ、さらに続けてかれは、増額の方は「大蔵省ヨリ臨時仕出相成候訳ニハ無之」、「各庁出金ヲ以テ補足候筈」であるとしている⁴⁸。

経費増額の理由の中では、工事準備の段階における地質試験から判明した地盤問題がある。井上宛の芳川の明治14（1881）年2月1日付の書簡に「昨日コンダ―出張之上錘ヲ入候所従前ハ沢地ト相見八間程もモミ入候へ共、何分堅固之底地ニ不至、本人も是ニハ少シ困却之様子」⁴⁹と書かれるように、地質の軟弱問題にたいしてコンドルも当惑している。のちこの地盤の問題につき、コンドル自身が次のように述べている。鹿鳴館は「其基礎ハ蓋シ東京府下難工築礎ノ一ニ居ル可シ。是レ其地ノ軟和ナル泥土ニシテ、加ルニ地中流通ノ水アリ困難具備スルニ依レハナリ。又其建築坪凡ソ四百坪ナルヲ以テ、彼小建坪ノ開拓使物産売捌所ノ如ク、基礎ノ全面ヲ煉砂利ニナスハ費用ノ莫大ナルヘキハ、言ヲ待タスシテ明カナルカ故、手段ヲ変へ」⁵⁰ることとした。結局、建築工法が鹿鳴館に適すものに変更されたにもかかわらず、最終的には予算の追加が余儀なくされた。

しかし、井上馨の予算追加の上申に対して、太政官が翌明治16（1883）年5月25日まで、許可の指令を下さなかった。当初太政官第一局から4万円増額に関する意見を諮問された大蔵省は、明治16（1883）年3月5日付の回答において、各省未納分の出金の成否を確認できないとして、増額分の繰替えに難色を示した⁵¹。その後外務省から各省の納付状況及び4万円増額の用途についての説明をうけ、また各省への出金納付を確認したところ、「追々納付ノ順序ニ相運」ぶこと、さらに「今更該工事ヲシテ中止セシメ候テハ万般不都合ヲ相生シ候間、到底功ヲ

必成二期シ候外無之」こと、などを考慮したうえで、4月28日大蔵省はやっと増額とその繰替えに同意する旨を太政官に上申した⁵²。大蔵省の態度こそ、建築費増額の決裁が長引くことになった主な要因であると言ってよい。

最後に鹿鳴館の総工費についてであるが、井上の明治17(1884)年3月17日付の上申書に添付された「鹿鳴館建築費受払仕詰書」⁵³には各省の最終的な拠出金や石、煉瓦、木材、セメント、土砂、左官、人足費などの工費支払いの内訳が詳細に羅列されており、これによって総工費が141,633円であることがわかる。なお東京府や各省の最終的な出金額につき、出金予定高より若干の増減となっているが、開拓使の出金は明治15(1882)年2月8日の開拓使廃止とともに自然消滅となる一方で、文部省から新たな1万円が拠出されることになった⁵⁴。

だが、この14万円は建築工費だけであって、その他の費用、例えば装飾、調度品なども計上すれば、鹿鳴館の総費用は14万円をはるかに超えていたのであった。

三 鹿鳴館と東京倶楽部

(1) 建築規模の拡大

明治16(1883)年11月28日、開館式が行われた鹿鳴館は8,532坪の敷地を擁し、総建坪466坪の煉瓦造り二階建の本館と9棟の付属館舎で構成されていた。館内の配置は1階に談話室・大食堂・配膳室・小食堂・事務室・新聞室・応接室・会員食堂など宴会や歓談のための施設を配置しており、2階には貴賓室・客室・館長室・書籍室など宿泊用の部屋が集中しているが、中心部に位置しているのは広さ42坪にも及ぶ舞踏室である⁵⁵。これらの施設から見れば鹿鳴館は外賓に宿泊のできる場所でありながら日常の交際場所としても利用しうるもので、要するに両方の機能を兼ね備えるものだったことがわかる。

実際、鹿鳴館のこの特徴は開館直後既に指摘されている。明治16(1883)年11月30日付の『時事新報』には「此館は懇親会合のクラブ或は賓客接待等の用に供するものにして、西洋風の芝紅葉館兼ホテルともいふべき様のものなり」⁵⁶と記している。紅葉館とは明治15年芝公園の楓山に「外国倶楽府ノ体裁ヲ斟酌シ」、設立した施設である⁵⁷。この記事は鹿鳴館の性質を見事に指摘している。

しかし、貴賓宿泊のための外国人接待所建築を命じた明治13(1880)年の太政官の指示をここで想起すれば、このような複合的な機能をもつ鹿鳴館がそれを大きく逸脱するものであることはいうまでもない。その理由について、井上馨は鹿鳴館の開館式における演説で、次のように説明している。

我が帝都の中、未だかかる貴賓を請すべき適當の場所なきは皆人の知る所なり。されば此の要に充てんがためにこの館を建築せんとせしは最初の目論見なりき。さて工事も追々捗

取るに従いて、ここにまた一の実事ありて絶えず我輩をしてかく不期邂逅の外賓のために、その招請の処を設くるといへども、我が国居留の外国紳士のためには、まだその備えなしとの思考を起さしめたり、この思考によりて、我輩をして最初に目論見し規模をいっそう拡張せしめ、しかしてついにその建築の竣工を告ぐに至れり、…本館の規則は既に用意中なれば、我輩は本館の会員たるを望み得べき諸君のために、本会の開会を告ぐるの期近きにあらんことを望むなり⁵⁸。

要するに当初太政官指令の通り「外国人接待所」の建設が進められていたが、日本に滞在している外国人との交流場所が依然欠如しているとして、井上は最初の建築計画を変更させ、規模と機能とを一層拡大させることにしたのである。この説明からもわかるように、「内外国人」の日常交流場所を設置することは鹿鳴館の建築計画に大きな変化をもたらした。しかし場所の提供に止まらず、組織の創出、即ちのちの東京倶楽部の設立を井上が既に計画していることは演説中における「本館の規則」云々の一段からも明らかである。

計画変更による規模拡大について、その詳細は不明だが、伊藤博文に宛てた中井弘の明治15(1882)年11月8日付の書簡には、「山下のクラブこと最早建築も外部落成、各省より之取立金十四万円位集まり玉台・碁・将碁・新聞・書籍等備へ付可申、…依て此クラブはローヤルクラブと申様の性質」であると記されていた⁵⁹。中井弘は井上馨の妻武子の前夫であり、漢詩に長じ、のちの鹿鳴館の命名者でもあった。この記述からも明らかのように、15(1882)年11月の時点では、新築した外国人接待所をクラブとする体裁が既に整えられたと言えよう。

(2) クラブの設立と鹿鳴館の将来の運営

井上が計画中のクラブを如何に重要視していたのかについて、開館後まもない明治17年3月17日、同館の将来の運営をこのクラブに委ねるといふ意見書を太政官に提出したことからも窺える。この「内山下町へ建設鹿鳴館将来所分^(マア)ノ儀ニ付上申」において、かれは次の如く、鹿鳴館の将来の運営構想を述べている。

今後此鹿鳴館維持方ニ付テハ多少ノ経費御下付無之テハ不相成場合有之候。退テ考ルニ此際西洋各国ニ現行スルクラブノ体ニ倣ヒ一社ヲ組織セシメ平常鹿鳴館家屋器物等右社中へ貸渡シ、勿論政府必用ノ節ハ何時モ差支無之様約定致置、内外人交際ノ情誼ヲ深密ナラシメ、随テ経費減縮ノ一助トモ相成両全ノ策ニ可有之、然ルニ目今我国ニテハクラブ組織ノ因由何物タルヲ知サル者多ク、入社ノ人員モ豫知シ難ク、仮令入社スル者ニモ多額ノ出金致サセ候場合ニモ至リ兼候情実モ有之、年中家屋ノ修繕裝飾品ノ仕継及ヒ給仕小使等雇人ノ給料其他一切ノ費用ヲ社中へ負担スル程ノ余力モ有之間敷ニ付、該館保護ノ為メ経費ノ増額可仰之処、幸ヒ当省所管之延遠館ヲ宮内省へ可引渡事ニ内決候ニ付、従来該館保存ニ

係ル諸費ヲ以テ之ヲ鹿鳴館ヘ可致流用候得共、未タ右之金額ニテハ不引足候ニ付、全ク金式千円宛十六年度ヨリ更ニ外務省経費ヘ増額相成度候、然ラハ社員ヨリ収入スル金員ヲ併テ維持方相立可申候⁶⁰。

以上の内容を要約すれば、新たにクラブを組織させて鹿鳴館をそれに貸与するが、政府が必要とする時には差し支えなく何時でも利用できることを約束させ、これによって「内外人」の交際場所を確保しうのみならず、国による維持経費も軽減できるようになるというものである。なお予算面での見通しとしては、延遼館の宮内省への移譲にともなう経費削減と国から2千円の増額、そして多くは見込まれないが、クラブ社員の出金とを合わせて、鹿鳴館の今後の維持費に充てようとしている。

さて井上馨のこの構想に対して、政府当局はいかなる態度を示していたのか。この提案に意見を求められた大蔵省は、鹿鳴館の維持費用の見込み及びクラブ社員の出金予算額並びに延遼館の現行の維持費用などの詳細の提供を外務省に要求し、下調べを行った。これに対して外務省は3月25日付の照会で返答した。照会に添付した取調書において、費途が雇給・被服費・諸賄費・備品・消耗品・修繕費などに分けられ、それぞれ年間費用が羅列されており、その中で延遼館の概算費用は1千9百7円であるのに対して、鹿鳴館の予算見込みは「金四千元」となっている⁶¹。ただ、クラブ社員の出金に関しては、「目下予知シ難ク仍テ御報及ヒ兼候也」と返答を控えた。

外務省の返答を受けた大蔵省は井上馨の構想に対する意見書を4月16日に差し出した。主な趣意は次のとおりである。

同省上申之如ククラブ之一社ヲ組織シ該社中ヘ家屋器物等ヲ貸渡若干之金員ヲ収入シ維持費ヘ併用候儀ハ官民共同之嫌ヒモ有之、不都合ニ付御聴許不相成方ト存候、…保存費ハ渾テ国庫ヨリ支出相成可然、尤政府所用之外クラブ等ヨリ請願之都度同省之儉議ヲ以貸渡候儀ハ不苦候、付テハ従前同省所管延遼館保存費ト今般請求之金額式千円ヲ合シ殆ント四千円ト相成候間、右金額ヲ以将来之保存費ニ被充度存候⁶²。

即ち大蔵省は官民共同の嫌いがあるものとして、鹿鳴館の経営をクラブに委託することに強く難色を示し、外務省の要求した2千円の増額に同意し4千円の運営費用を全て国より拠出することとしたのである。5月3日、太政官はほぼ上述した大蔵省の意見にそう指示を下した。

(3) 東京倶楽部

鹿鳴館の将来の運営をクラブに委ねるという井上の構想は実現されなかった。にもかかわらず、かれの依託を受けた東京府知事芳川顕正は、創立委員長として東京倶楽部の設立計画を

着々と進めていった⁶³。明治17（1884）年5月14日、鹿鳴館で「北白川宮有栖川三品親王及び井上外務卿、其他入会せられし勅奏任官及び華族等数十名、何れも午後3時過ぎより出席」⁶⁴した「東京倶楽部」の開会式が営まれた。

それでは「東京倶楽部」はいかなる組織であったか。まずその設立趣旨は「修好ノ媒介ヲ謀リ内外国人ノ交際ヲ親密ニセンカ為メ、海外諸国ニ現行スル「クラブ」ノ体裁ニ準拠シ、茲ニ東京倶楽部ヲ設立シ会員ヲ募集スル」⁶⁵というものであり、内外国人の交際を深めることがその主な目的であることが見て取れる。同倶楽部は明治17（1884）年5月から明治18（1885）年4月まで一ヶ年を一期として、鹿鳴館の一部の部屋を借用し、満期になったら会員の同意を得た上で契約の更新も可能であり、ただ「鹿鳴館要用ノ時又ハ来航外国貴賓ノ旅寓ニ供スル等ノ事」に際して、「会員ノ来館ヲ止ムルコトアルベシ」としている⁶⁶。同会の会員は皇族に限る特別会員、外国公使・日本に来遊した外賓・一時帰国した各国駐在日本国公使などしか資格を有さない名誉会員、そして通常会員の三種に分けられる。倶楽部の運営費に関しては、特別会員と名誉会員には出金の義務を有していないため、主に通常会員から徴収した5円の入会金と年間24円の出金で賄った⁶⁷。そして事務遂行のために、総裁1名、副総裁1名、幹事10名（日本人6名、外国人4名）、書記・会計などを設けた。その中で総裁は皇族に限り、副総裁と幹事とは会員総会で選出され、最初の役員は5月14日の開会式とともに選ばれた。

東京倶楽部は外国人との交流場所を目指すものであるため、入会の外国人に種々の心配りをした。東京倶楽部規則第35条には「本会規則書総会及幹事集会議事録其他向後設クル所ノ諸内則書共、外国会員ノ便利ノ為メ英語ニ訳ス」⁶⁸と規定している。また同倶楽部は会員食堂で西洋料理を提供しており、最初築地精養軒がその仕出しを誂えていたが、同7月中旬以降フランス人数名を雇用し料理の担当をさせた⁶⁹。

この東京倶楽部と鹿鳴館との関係についていえば、大蔵省の意見が受け容れられたこともあって、所管関係が成立していないとはいえ、単なる賃貸関係にも止まらなかったようである。井上は17（1884）年7月7日付上申で、鹿鳴館は「往々クラブ社員ニ於テ維持為致度之処、現今ノ場合ニ於テハ年中雇人ノ給料及ヒ被服費等ニ至ル迄、到底官私之費用ヲ区別シ之ヲ維持スル目途相立サル義ニ付、右増額二千円ヲ鹿鳴館経費元トシテクラブ社員へ渡切内訳ヲ問ス決算候様取計」⁷⁰いたいと述べている。鹿鳴館の運営維持上における相当の部分を東京倶楽部に委ね、鹿鳴館年間維持費4千円の半分に当たる2千円をクラブに交付しようとしたのである⁷¹。しかし、この提案はまたもして否決された。主な理由として「費途支払方両岐ニ涉リ不都合ノミナラス会計法規ニモ抵触」⁷²したことが挙げられる。

(4) 東京倶楽部に託した井上馨の期待

以上のごとく、井上馨は内外人の交際場所の欠乏を理由に鹿鳴館の規模を拡大させ、また館内において内外人交流のために、東京倶楽部という組織をも成立させた。確かに、それは場所

欠乏という現実問題を解決しようとする方策であり、または欧化政策を推し進める政策の一環でもあったと解釈できる。だが、倶楽部の性格そのもの、外務省との関係の深さ、さらに外交関係者及び外国貴賓に対する特別優遇といった点から見れば、こうした解釈だけでは、十分とは言い難い。もしそれ以上の深意があるとするならば、井上馨が東京倶楽部に託したのは一体何であろうか。史料不足のため、その点をはっきりさせることは困難である。しかし、それを考える手掛かりとして次の史料を見ていきたい。

明治9（1876）年、税権回復に腐心した外務卿寺島宗則は改正事業を遂行するために、駐米公使吉田清成に次のような指示をした。「巻首既ニ論及スル件即海関税権及ヒ其規則等ノ事ニ至テハ、偏ニ实例ノ多キト正理ノ確然タルヲ以テ、平常之ヲ記憶ニ備ヘ其任国政府ノ大臣等ト往来会晤ノ時ハ之ニ饗応接遇ノ際、或ハ喫茶間話ノ余其機会ヲ見ハ懇々説示シテ、以テ漸次彼ヲシテ感触スル所アルニ至ラシメハ、他日我カ論鋒ヲ事実上ニ向ルニ当タリ、我ヲ援幫スルノ功極メテ大ナリ、…。是皆平素我政府ノ目的ヲ達スル好手段ナルハ論ヲ俟ス、況ンヤ目今条約ヲ重脩スルニ当リ一層ノ要重ヲ加フル」⁷³というものである。即ち駐在国の政府高官との「饗応接遇」、或は「喫茶間話」などの時間をなるべく活かし、条約改正の趣旨をかれらに説明し、日本の見方に引き付ける。それは目的達成のための良策であり、とりわけ条約改正に臨むこの時期において、一層重要であるというのである。換言すれば「喫茶間話」など私的な場合でさえも、外交任務を遂行する好機だと寺島は考えていたのである。このような考えを、寺島と同様に条約改正という難題に直面した井上馨も持っていたであろうことが、容易に想像できよう。事実、外国人との交際を、井上馨はより重要視していた。

ここで、再び東京倶楽部の事例について考えてみよう。実はクラブ機能を備える鹿鳴館の完成及び東京倶楽部の成立とは、単に外国人との交流場所が出来たことだけを意味するのではない。同時に、外国人との非公式的な交際の機会を増やすものでもあったと言える。言い換えれば、井上馨が強い意志でクラブの設立計画の遂行に努めたのは、東京倶楽部を通じて外国人との私的な交流を増やし、ここから外交活動を活発化させ、外交上のメリットを引き出すこと、即ち条約改正を望ましい方向へ導くことについて企図していたからであったと推測できる。要するに、東京倶楽部も一つの外交舞台と見なしうるのであった。

明治12（1879）年に寺島の後任として外務卿に就任した井上馨は条約改正の方針を修正し、法権と税権それぞれ一部回復を目指した。翌明治13（1880）年に新しい条約草案が作成され、各国との交渉が始まった。また明治15（1882）年1月から東京で井上馨を議長にして、各国公使が参集した各国合同の予備会議が開かれ、7月まで21回も行われた。実はちょうど前述の時期にクラブ建設案の提出（13年末）とその復活（14年あたりか）を井上馨が行っているのである。そこで、両者の間には一定の関連性があるのではないかと考えられよう。

おわりに

以上の考察によって、鹿鳴館の建設経緯に関する全体像がほぼ明らかになり、とりわけ同館と東京倶楽部との関係の変化もが浮き彫りになった。最後に、本稿の論点を改めて整理してみよう。

延遼館の老朽化や外観問題に起因した明治11(1878)年の外国人接待所の新築案は、政府当局にも認められ、設計図も完成していた。だが、経費上の問題のため建設に着手できず中止となってしまう。明治13(1880)年、井上馨はクラブ新築案を立案した。それは、クラブとしての機能を備えながら、同時に外国からの賓客の宿泊をも可能にするという構想である。結局、クラブ新築案が認められなかったものの、外国貴賓の宿泊問題を解決するための外国人接待所の建築案は可決されるに至った。

建設過程において、建物の設計、各省からの出資金集め、経費をめぐる大蔵省との折衝などに関して、井上馨は強い指導力を発揮した。また、井上馨は外国人との交流場所が当時存在していなかったことを理由にして、建設規模を拡大し、否決されていた倶楽部建設案を実質的に復活させる。さらに完成後の外国人接待所の運営、即ち鹿鳴館の運営を、当時計画中であった東京倶楽部に委託しようと井上馨は構想していた。最終的に、官民共同の嫌いがあるという大蔵省の指摘のために、井上馨の構想は受け入れられなかった。けれども、賃貸関係で鹿鳴館と東京倶楽部を結び付け、その「一体化」が巧妙に図られている。

それでは、井上馨が外国人との交流を目的とする東京倶楽部について、非常に重要視していたのは一体なぜか。それは、外国人との私的な交流を増やして実質的な外交活動を行い、ここから条約改正を上手く導こうとする外交舞台として、東京倶楽部が位置づけられているからであった。

明治政府高官によって公的に開催される舞踏会や夜会などは、外交の「表」舞台である。ならば、外国公使、在留外国人、日本訪問の貴賓、政府高官などが随時一堂に会し親交をいっそう深めることのできる東京倶楽部は、寧ろ外交の「裏」舞台と称すべきであろう。

したがって、鹿鳴館は単に外国貴賓の宿泊所や欧化主義の推進舞台という役割のみならず、東京倶楽部の存在に象徴されるような外交の「裏」舞台の役割をも、持ち併せていたのである。外交の「裏」舞台である東京倶楽部が、その後果たして井上馨の望んだ通りに外交上の効果を発揮したのかどうか。この点については、資料に基づいて、さらなる検証が必要であろう。ただ、鹿鳴館の建設過程という小さいな事例の中には、条約改正、強いて言えば明治外交に対する外交指導者の絶えざる外交努力の一側面が如実に表れている。

註

- 1 井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』第3巻(原書房、1968年)、116～117頁。

- 東京百年史編集委員会『東京百年史』第2巻（東京都，1972年），1309～1311頁。
富田仁『鹿鳴館—擬西洋化の世界』（白水社，1984年），58頁。
- 2 犬塚孝明「井上馨の外交思想」（I）（『政治経済史学』，366期，1996年），17頁。
 - 3 外務省編『外務省沿革類従』（クレス出版，1997年），130頁。
 - 4 内閣官報局『法令全書』明治2年，第440号，5月10日（沙），171頁。
 - 5 註3）に同じ，130～131頁。
 - 6 石井研堂『明治事物起原』（日本評論社，1969年），1369頁。
 - 7 註3）に同じ，133頁。
 - 8 サー・ヒュー・コータツツイ編，中須賀哲朗訳『ある英国外交官の明治維新—ミットフォードの回想』（中央公論社，1986年），231頁。
 - 9 『太政類典』第2編明治4年8月至同10年12月第20巻（2A-9-太2421）
 - 10 『公文録』明治11年宮内省自9月至10月（2A-25-公2368）
 - 11 『公文録』明治6年宮内省11月（2A-25-公820）
 - 12 小野木重勝『明治洋風宮廷建築』（相模書房，1983年），23頁。
 - 13 内閣記録局編輯『法規分類大全』第1編外交門3（1891年），209頁。
 - 14 註10）に同じ。
 - 15 『公文録』明治17年4月5月官吏進退叙勲附外国勲章佩用（2A-10-公3873）
 - 16 当時西南戦争後の財政難に直面した時期にあたって，「勤儉論」が提唱されている。明治12（1879）年3月10日，明治天皇の儉約を進める勅語を受け，太政官はそれを各官省府県へ通達させた。その中に「官省ノ建築，其他一切ノ土木，既ニ着手シタル分ヲ除ク外，可成省略可致事」との一条があるように，外国人接待所の新築を見合わせたのもこの影響によるものと見られる。（内閣官報局『法令全書』明治12年2月3月4月太政官達無号，1890年9月，483頁）
 - 17 註13）に同じ，318頁。
 - 18 註13）に同じ，319頁。
 - 19 註13）に同じ，312頁。
 - 20 註13）に同じ，312頁。
 - 21 註13）に同じ，282頁。
 - 22 註13）に同じ，282～283頁。
 - 23 註12）に同じ，179頁。
 - 24 註13）に同じ，285～286頁。
 - 25 大久保利謙編『外国人の見た日本』第3冊，ヘッドレー「グラント將軍の日本訪問」（筑摩書房，1961年），110頁。

当時の延邊館の外観が如何なるものであったかは不明だが，現存している写真に基づく小野木重勝氏の研究によれば，「屋根は本丸葺で，両翼屋は入母屋造で正面に破風を向けている。中

- 央部玄関には唐破風を付け、両翼部正面入口にも切妻の向拝を付けている。…外観は和風意匠になり、しかも屋根には随所に暖炉の煙突が突出するという珍奇な折衷様式の建物であった」(註12)に同じ、178頁)というものである。
- 26 『公文録』明治13年外務省12月 (M-公-377, 592)
- 27 『公文録』明治10年外務省3月4月 (M-公-254, 1122)
- 28 『公文録』明治10年外務省自10月至12月 (M-公-255, 798)
- 29 註3)に同じ、587~605頁。
- 30 東京都編『東京市史稿』市街篇第53 (東京都発行, 1962年), 643頁。
その趣旨については「抑開化之進歩は見聞を弘メ知識を達するに有り、其要ハ交際の道を盛んにするの外なく、故に欧米の諸国都会各地に於て会社の力を以てナショナルクラブと称する集会所を設け」という。
- 31 東京百年史編集委員会『東京百年史』第2巻 (東京都, 1972年), 1320頁。
1月26日付の『郵便報知』には25日に行われた「発会式」の盛況が詳細に記載されている。中山泰昌編『新聞集成明治編年史』第4巻 (林泉社, 1940年), 160頁。
- 32 外務省編『日本外交文書』第13巻 (日本国際連合協会, 1950年), 155頁。
- 33 東京大学明治新聞雑誌文庫蔵『東京日日新聞』, 明治12年10月8日付記事。
- 34 註1)に同じ、富田仁『鹿鳴館一擬西洋化の世界』, 138~139頁。
- 35 註26)に同じ。
- 36 国会図書館憲政資料室蔵『井上馨関係文書』第32冊, 井上馨宛芳川顕正明治14年2月1日付書簡。
- 37 註36)に同じ。
- 38 近藤富枝『鹿鳴館貴婦人考』(講談社, 1980年), 97~100頁。
- 39 鈴木博之「ジョサイア・コンドルの建築観と日本」(大田博太郎博士還暦記念論文集刊行会編『日本建築の特質』, 中央公論美術出版, 1976年), 472頁。
- 40 日本建築学会編『建築雑誌』第402号 (1920年), 278頁。
- 41 註12)に同じ, 167頁。
- 42 東京大学明治新聞雑誌文庫蔵『時事新報』, 明治16年12月3日付記事。
- 43 註26)に同じ。
- 44 『公文録』明治16年外務省5月6月 (M-公-467, 122)
- 45 『公文録』明治14年外務省12月 (M-公-392, 111)
- 46 註36)に同じ, 井上馨宛芳川顕正明治14年2月15日付書簡。
- 47 註45)に同じ。
註44)に同じ。
- 48 註44)に同じ。

- 49 註36) に同じ。
 50 明治文化研究会『明治文化全集』補卷(三)農工篇「造家必携」(日本評論社, 1974年), 28頁。
 51 註44) に同じ。
 52 註44) に同じ。
 53 『公文録』明治17年外務省自5月至7月(M-公-504, 117)
 54 註53) に同じ。

鹿鳴館建築費受払仕詰書

大蔵省ヨリ受取

金拾四万千六百五拾貳円三拾貳錢貳厘 元受

内訳

金八千円 司法省ヨリ出金

金壹万八千六百五拾貳円三拾五錢三厘 外務省ヨリ出金

金壹万六千四百四拾八円拾貳錢貳厘 陸軍省ヨリ出金

金四千六百六拾貳円六拾四錢 工部省ヨリ出金

金六万〇〇拾壹円七拾七錢八厘 内務省東京府ヨリ出金

金壹万円 宮内省御寄附金

金壹万円 文部省ヨリ出金

小以金拾貳万七千七百七拾四円八拾九錢三厘

但此金員ハ各省ヨリ大蔵省ヘ納附償却相済候事

金五千円 工部省地所払下ケ代ヨリ出金ノ筈

金六千貳百円 海軍省十七年度雜収入ヨリ出金ノ筈

金貳千六百七拾七円四拾六錢 工部省十七年度雜収入ヨリ出金ノ筈

小以金壹万三千八百七拾七円四拾六錢

但此金員ハ各省ヨリ大蔵省ヘ納附無之償却未済之事

- 55 註12) に同じ, 165~166頁。

ちなみに鹿鳴館の現存している平面図は明治27年宮内省から華族会館に払い下げられた後に作成されたものであるが、落成当時とほぼ変わらないといわれている。

- 56 註42) に同じ, 明治16年11月30日付記事。
 57 註30) に同じ, 市街篇第64, 681~682頁。
 58 註33) に同じ, 明治16年12月1日付記事。
 59 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』六(塙書房, 1978年), 265頁。
 60 註53) に同じ。
 61 註53) に同じ。
 62 註53) に同じ。

- 63 中山泰昌編『新聞集成明治編年史』第5巻（林泉社，1940年），469頁。
- 64 東京大学明治新聞雑誌文庫蔵『東京横浜毎日新聞』，明治17年5月15日付記事。
- 65 国会図書館憲政資料室蔵『三条家文書』71-10。
- 66 註65)に同じ。
- 67 註65)に同じ。
- 68 註65)に同じ。
- 69 註64)に同じ，明治17年7月15日付記事。
- 70 『公文録』明治17年外務省自8月至12月（M-公-504，448）
- 71 明治17年7月11日の『東京横浜毎日新聞』には，「鹿鳴館は従来外務省にて管轄せられしに，本月よりは更に東京倶楽部の管轄となりたる由」と記され，さらに8月16日に，「鹿鳴館の定額費として外務省より毎年金四千元ずつを同館へ下附せらるるの定めなるが，今般東京倶楽部を設置せられ館内の事多くは，同部の所轄となりしに付ては該費額の半額即ち二千元は同部へ下附し，之を以て役員のみ俸に充て残餘の分は修繕費として積置くことに定められしとのこと」との記事を掲げている。以上の記事は恐らく井上馨の上申による影響であろう。
- 72 註70)に同じ。
- 73 外務省編『日本外交文書』第9巻（日本国際連合協会，1940年），398頁。

参考文献

研究書

- 井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』（原書房，1968年）
- 石井研堂『明治事物起原』（日本評論社，1969年）
- 近藤富枝『鹿鳴館貴婦人考』（講談社，1980年）
- 明治文化研究会『明治文化全集』補巻（三）（日本評論社，1974年）
- 小野木重勝『明治洋風宮廷建築』（相模書房，1983年）
- 大久保利謙編『外国人の見た日本』第3冊（筑摩書房，1961年）
- 富田仁『鹿鳴館一擬西洋化の世界』（白水社，1984年）
- サー・ヒュー・コータツツイ編，中須賀哲朗訳『ある英国外交官の明治維新一ミットフォードの回想』（中央公論社，1986年）
- 東京倶楽部『東京倶楽部物語』（日本経済新聞社，2004年）

論文

- 大塚孝明「井上馨の外交思想」（I）（『政治経済史学』，366期，1996年）
- 鈴木博之「ジョサイア・コンドルの建築観と日本」（『日本建築の特質』，中央公論美術出版，1976年）

未刊行資料

- 『太政類典』第2編明治4年8月至同10年12月第20巻 (2A-9-太2421)
- 『井上馨関係文書』第32冊
- 『三条家文書』71-10
- 『公文録』明治6年宮内省11月 (2A-25-公820)
- 『公文録』明治10年外務省3月4月 (M-公-254, 1122)
- 『公文録』明治10年外務省自10月至12月 (M-公-255, 798)
- 『公文録』明治11年宮内省自9月至10月 (2A-25-公2368)
- 『公文録』明治13年外務省12月 (M-公-377, 592)
- 『公文録』明治14年外務省12月 (M-公-392, 111)
- 『公文録』明治16年外務省5月6月 (M-公-467, 122)
- 『公文録』明治17年4月5月官吏進退叙勲附外国勲章佩用 (2A-10-公3873)
- 『公文録』明治17年外務省自5月至7月 (M-公-504, 117)
- 『公文録』明治17年外務省自8月至12月 (M-公-504, 448)

刊行資料

- 外務省編『日本外交文書』第13巻 (日本国際連合協会, 1950年)
- 外務省編『日本外交文書』第9巻 (日本国際連合協会, 1940年)
- 外務省編『外務省沿革類従』(クレス出版, 1997年)
- 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』六 (塙書房, 1978年)
- 中山泰昌編『新聞集成明治編年史』第4, 5巻 (林泉社, 1940年)
- 内閣官報局『法令全書』明治2年, 明治12年
- 内閣記録局編輯『法規分類大全』第1編外交門3
- 日本建築学会編『建築雑誌』第402号 (1920年)
- 『東京日日新聞』明治12年, 16年記事
- 『東京横浜毎日新聞』明治17年記事
- 東京百年史編集委員会『東京百年史』第2巻 (東京都, 1972年)
- 東京都編『東京市史稿』市街篇第53, 第64 (東京都, 1962年)
- 『時事新報』明治16年記事

INOUE Kaoru's Creation of an Informal Diplomatic Stage
— An examination of the foundation process of the Rokumeikan —

Lee Chi-chang *

Abstract

The Rokumeikan, a western style building which was constructed in 1883, became an important venue in which the Meiji government carried out modernization policies. Due to its importance in the politics and culture of the Meiji period, the Rokumeikan has attracted not a few scholars' attention. However, their attention has mainly rested on the role of this building. This paper focuses on its foundation process, which has been neglected by previous researches. The reasons are as follows. First, there were a series of changes during the process from the Meiji government's decision to construct this building to its final completion. Second, the figure who played a leading role in completing the building was Inoue Kaoru and his expectations for this building heavily influenced its character and function. This paper is composed of three parts. The first part deals with the problems of accommodating foreign VIP guests in the early Meiji period. The second part describes the construction process of the Rokumeikan. The third part examines the relationship between the Rokumeikan and the Tokyo Club. Through this investigation, this paper not only helps readers to understand more clearly the role of this building after its foundation, but also, and more importantly, explains Inoue's real purpose in constructing the Rokumeikan and the significance of this building in terms of diplomacy.

Keywords

Rokumeikan, Modernization Policies, INOUE Kaoru, Diplomacy in the early Meiji era, the Tokyo Club

* Correspondence to : Lee Chi-chang
Institute of Modern History , Academia Sinica Postdoctoral fellows
No.130, sec.2, Yen-chiu-yuan Rd. Taipei, Taiwan
E-mail : leechichang@hotmail.com